

四運自旅第 8 1 5 号の 5
四運自貨第 1 8 7 号の 5
四運技整第 5 9 3 号の 5
四運技安第 2 2 6 号の 5
令和 7 年 3 月 2 7 日

四国トラック協会連合会会長 殿

四 国 運 輸 局 長

「自動車の車体の表示について」の一部改正について

標記については、「自動車の車体の表示について」（平成 1 4 年 1 月 2 5 日付
け四運自旅第 6 2 9 号、四運自貨第 4 4 5 号、四運自取第 6 6 号、四運整整第 3
2 2 号、四運整車第 2 6 0 号）により取り扱っているところですが、今般、別紙
のとおり一部改正したので了知されるとともに、貴傘下会員に対して周知願いま
す。

○「自動車の車体の表示について」の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
<p>制定 平成14年 1月25日 四運自旅第629号 四運自貨第445号 四運自取第 66号 四運整整第322号 四運整車第260号</p> <p><u>一部改正 平成23年 7月26日 四運自旅第237号</u> <u>四運自貨第 76号</u> <u>四運技安第239号</u></p> <p><u>一部改正 令和 7年 3月27日 四運自旅第815号</u> <u>四運自貨第187号</u> <u>四運技整第593号</u> <u>四運技安第226号</u></p> <p>各運輸支局長 殿</p> <p style="text-align: center;">四国運輸局長</p> <p style="text-align: center;">自動車の車体の表示について</p> <p>標記については、平成3年2月8日付四運自旅第30号、四運自貨第28号、四運自取第4号、四運整車第24号（最終改正平成10年4月17日付四運自旅第635号他）「自動車の車体表示について」により取扱ってきたところであるが、平成14年2月1日より改正道路運送法が施行されることに伴い、今後については別紙基準により取扱うこととしたので了知されるとともに、関係事業者団体等に周知することとされたい。</p> <p>なお、上記平成3年2月8日付通達は、平成14年1月31日限りで廃止する。 ただし、経過措置として、平成14年1月31日現在で登録等を行っている自動車の車体表示及び未登録等の自動車の平成14年3月31日までの車体表示は、旧基準により取扱うことを妨げないものとする。</p>	<p>制定 平成14年 1月25日 四運自旅第629号 四運自貨第445号 四運自取第 66号 四運整整第322号 四運整車第260号</p> <p>各陸運支局長 殿</p> <p style="text-align: center;">四国運輸局長</p> <p style="text-align: center;">自動車の車体の表示について</p> <p>標記については、平成3年2月8日付四運自旅第30号、四運自貨第28号、四運自取第4号、四運整車第24号（最終改正平成10年4月17日付四運自旅第635号他）「自動車の車体表示について」により取扱ってきたところであるが、平成14年2月1日より改正道路運送法が施行されることに伴い、今後については別紙基準例により取扱うこととしたので了知されるとともに、関係事業者団体等に周知することとされたい。</p> <p>なお、上記平成3年2月8日付通達は、平成14年1月31日限りで廃止する。 ただし、経過措置として、平成14年1月31日現在で登録等を行っている自動車の車体表示及び未登録等の自動車の平成14年3月31日までの車体表示は、旧基準により取扱うことを妨げないものとする。</p>

道路運送法施行規則第65条の規定による自動車に関する表示の基準

四国運輸局

自動車の種別	表示事項	表示箇所	一字の大きさ	摘 要	記 事
乗合自動車 (特種用途自動車(人の運送の用に供するもの)を含む。)	許可内容	両側面	縦cm 横cm 10×10	1 許可内容は「貸切」、「限定」、「特定」、「家用」の別。 2 <u>行先及び運行系統、区域乗合</u> は乗合事業及び乗合許可の用に供する自動車のみ表示。	1 文字の大きさの縦横の寸法は最小のものである。 2 <u>文字はステッカー又はペンキ等により横書きとする。</u> ただし、 <u>行先及び運行系統、区域乗合</u> についてはマグネットシート等取り外し可能な方法で表示することができる。 3 文字の色は、車両の色彩と反対色又はこれに近いものとし、容易に消去することができない塗料を使用すること。
	<u>使用者の氏名・名称又は記号</u>	<u>両側面</u>	15×15		
	行先及び運行系統、区域乗合	表示板等	10×10		
乗用自動車 (<u>特種用途自動車(人の運送の用に供するもの)を含む。</u>)	許可内容	両側面	5×5	1 許可内容は「特定」のみ表示。 2 個人タクシーは「個人」とするが、「個人〇〇タクシー」等、個人タクシーであることが判別可能な表示は差し支えない。 3 <u>行先及び運行系統、区域乗合は乗合事業及び乗合許可の用に供する自動車のみ表示。</u>	3 文字の色は、車両の色彩と反対色又はこれに近いものとし、容易に消去することができない塗料を使用すること。
	<u>使用者の氏名・名称又は記号</u>	<u>両側面</u>	5×5		
	行先及び運行系統、区域乗合	表示板等	10×10		
貨物自動車 (貨物を運送する特種用途自動車及び大型特殊自動車を含む。)	許可内容	運転台両側面	10×10	1 許可内容は「限定」、「特定」、「通運」、「航空」、「海上」、「運行」の別。 2 被けん引自動車及び大型特殊自動車で左記の表示ができない場合は、けん引自動車及び被けん引自動車の適切に表示できる箇所に適切な大きさと表示。	1 <u>文字の大きさの縦横の寸法は最小のものである。</u> 2 <u>文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等により横書きとする。</u> 3 <u>文字の色は、車両の色彩(マグネットシートの色彩を含む)と反対色又はこれに近いものとし、容易に消去することができない塗料を使用すること。</u>
	<u>使用者の氏名・名称又は記号</u>	両側面	15×15 (軽貨物については10×10)		

注：「福祉輸送事業限定」条件付許可等の用に供する自動車の表示については、上記によるほか、当該事業の処理方針等において別途定めることとする。

道路運送法施行規則第65条の規定による自動車に関する表示の基準例

四国運輸局

自動車の種別	表示事項	表示箇所	一字の大きさ	摘 要	記 事
乗合自動車 (特種用途自動車(人の運送の用に供するもの)を含む。)	許可内容	両側面	縦cm 横cm 10×10	1 許可内容は「貸切」、「限定」、「特定」、「家用」の別。 2 <u>行先等</u> は乗合事業及び乗合許可の用に供する自動車のみ表示。	1 文字の大きさの縦横の寸法は最小のものである。 2 <u>表示方法は側板のない車両の場合を除いてペンキ等により横書きとする。</u> ただし、 <u>表示板等</u> についてはマグネットシート等取り外し可能な方法により適切に表示することができる。
	氏名・名称又は記号	<u>両側面</u>	15×15		
	行先及び運行系統、区域乗合	表示板等	10×10		
乗用自動車	許可内容	両側面	1.0×1.0	1 許可内容は「特定」のみ表示。 2 個人タクシーは「個人」とするが、「個人〇〇タクシー」等、個人タクシーであることが判別可能な表示は差し支えない。 3 <u>行先等</u> は乗合許可の用に供する自動車のみ表示。	3 文字の色は、車両の色彩と反対色またはこれに近いものとし、容易に消去することができない塗料を使用すること。
	氏名・名称又は記号	<u>両側面</u>	1.0×1.0		
	行先及び運行系統、区域乗合	表示板等	10×10		
貨物自動車 (貨物を運送する特種用途自動車及び大型特殊自動車を含む。)	許可内容	運転台両側面	10×10	1 許可内容は「限定」、「特定」、「通運」、「航空」、「海上」、「運行」の別。 2 被けん引自動車及び大型特殊自動車で左記の表示ができない場合は、けん引自動車及び被けん引自動車の適切に表示できる箇所に適切な大きさと表示する。	
	氏名・名称又は記号	両側面	15×15 (軽貨物については10×10)		

注： 乗用事業の「患者限定」条件付許可等の用に供する 特種用途自動車(人の運送の用に供するもの) の表示については、上記によるほか、当該事業の処理方針等において別途定めることとする。